

畜産環境をめぐる情勢

令和7年7月

農林水産省
畜産局 畜産振興課

目次

1 畜産環境問題の現状

- ① 家畜排せつ物の発生量 .. 2
- ② 畜産業と環境問題の関わり .. 3
- ③ 家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛） .. 4
- ④ 家畜排せつ物処理の流れ（養豚） .. 5
- ⑤ 家畜排せつ物処理の流れ（養鶏） .. 6
- ⑥ 苦情の発生状況 .. 7
- ⑦ 苦情の発生状況（畜種・種類・規模別） .. 8

2 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」（家畜排せつ物法）

- ① 家畜排せつ物法の仕組み .. 9
- ② 家畜排せつ物法の管理基準 .. 10

3 その他の環境関連法令

- ① 廃棄物処理法 .. 11
- ② 水質関係法令 .. 12
- ③ 悪臭防止法 .. 13
- ④ 肥料法（法律の概要） .. 14
- ⑤ 肥料法（指定混合肥料の新設） .. 15

4 家畜排せつ物の利活用

- ① 家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針 .. 16
- ② 家畜排せつ物の利用状況 .. 17
- ③ 堆肥センターの概況 .. 18
- ④ 堆肥の広域流通 .. 19
- ⑤ 家畜排せつ物の高度利用 .. 20

5 畜産環境対策における技術開発

- ① 臭気対策 .. 21
- ② 汚水処理 .. 22
- ③ 肥料としての利用促進 .. 23

6 畜産環境対策に係る総合的な指導体制の整備 .. 24

7 畜産環境に関する目標等 .. 25

8 畜産環境対策に必要な施設整備に関する主な支援策 .. 27

9 その他の関連事項

- ① 畜産分野の地球温暖化対策 .. 30
- ② クロピラリド対策 .. 31
- ③ 代替敷料の利用促進 .. 32

1 畜産環境問題の現状① 家畜排せつ物の発生量

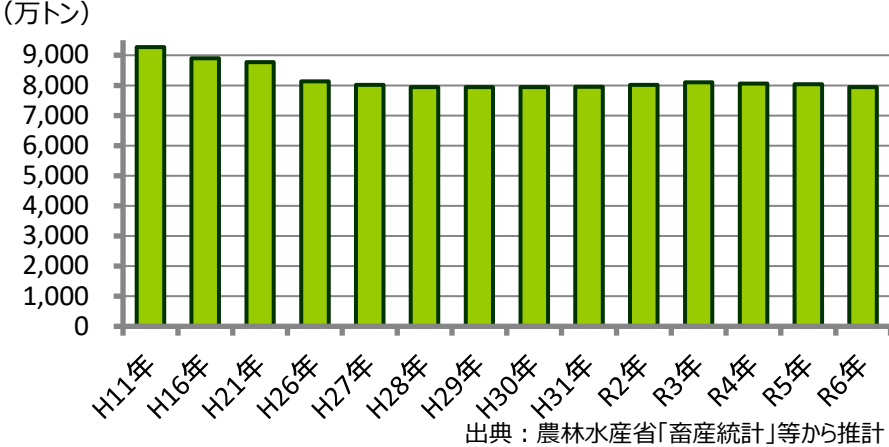
- ・ 一頭当たりの排せつ物の量は、家畜の種類、体重、飼料（種類・摂取量）、飲水量、飼養形態、季節等により変化。
- ・ 全国で発生する家畜排せつ物の量は、約8,000万トン（令和6年）。
- ・ 令和6年は乳用牛、肉用牛及び豚の飼養頭羽数が減少した一方、ブロイラーの飼養頭数が微増、採卵鶏の飼養頭羽数が横ばいで推移しており、家畜排せつ物の総発生量はわずかに減少。
- ・ 畜種別では、乳用牛・肉用牛・豚が各約3割を占める。

○家畜排せつ物の排せつ量の原単位（kg/頭・日）の例

畜種等		ふん	尿	合計	年間合計
乳用牛	搾乳牛	45.5	13.4	58.9	21.5 t
	乾・未経産牛	29.7	6.1	35.8	13.1t
	育成牛	17.9	6.7	24.6	9.0t
肉用牛	2歳未満	17.8	6.5	24.3	8.9t
	2歳以上	20.0	6.7	26.7	9.7t
	乳用種	18.0	7.2	25.2	9.2t
豚	肥育豚	2.1	3.8	5.9	2.2t
	繁殖豚	3.3	7.0	10.3	3.8t
採卵鶏	雛	0.059	－	0.059	21.5kg
	成鶏	0.136	－	0.136	49.6kg
ブロイラー		0.130	－	0.130	47.5kg

出典：（一財）畜産環境整備機構

○我が国の家畜排せつ物発生量の推移



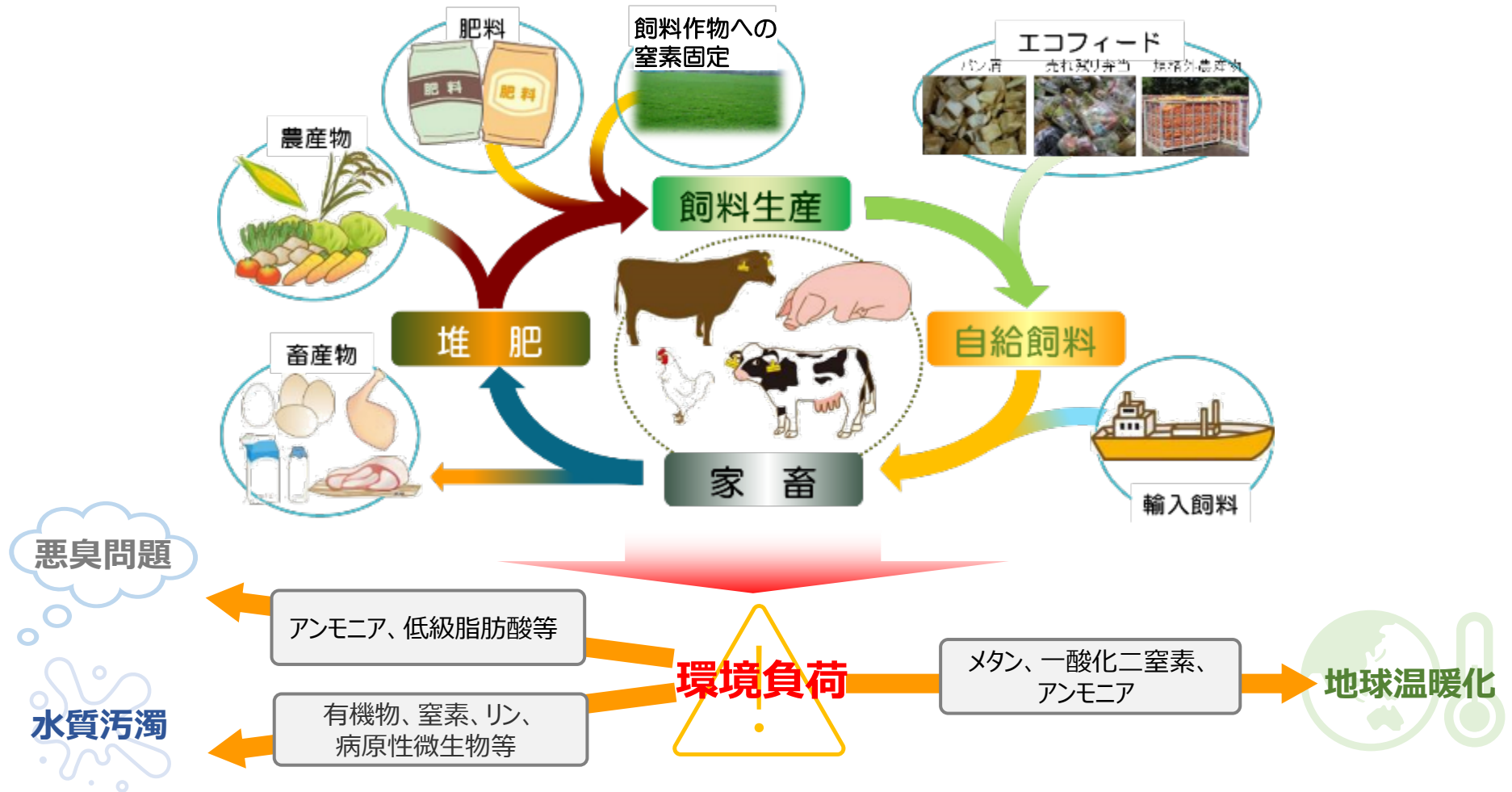
○畜種別の家畜排せつ物発生量（令和6年）

畜種	発生量 (万トン)
乳用牛	2, 1 3 7
肉用牛	2, 4 6 7
豚	2, 0 2 0
採卵鶏	7 2 8
ブロイラー	5 9 0
合計	7, 9 4 1

出典：農林水産省「畜産統計」等から推計

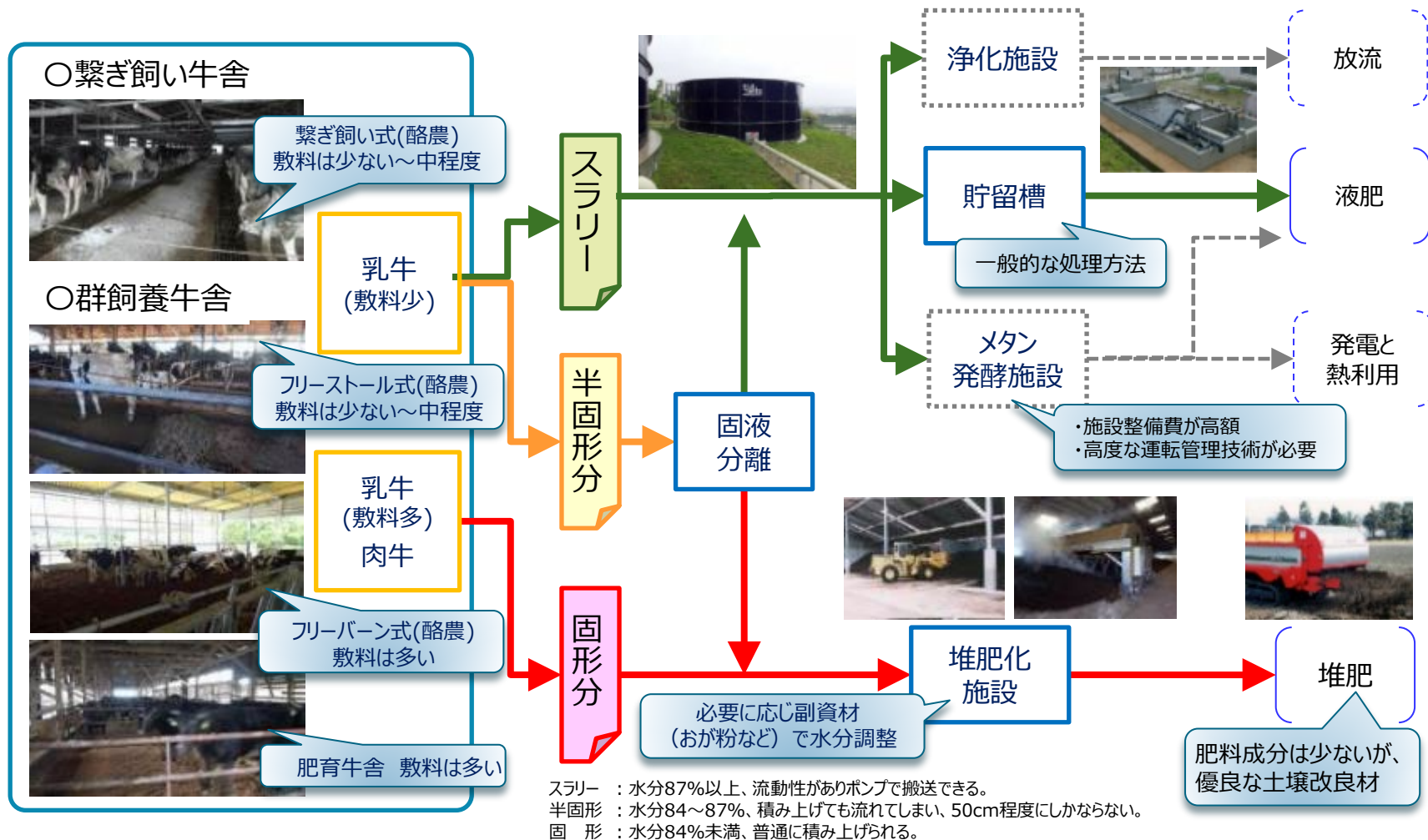
1 畜産環境問題の現状② 畜産業と環境問題の関わり

- ・ 畜産の資源循環の環が適切に回らないと、水質汚濁、悪臭、廃棄物問題、地球温暖化等の原因になり得る。
- ・ 家畜排せつ物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、事業者である畜産農家が、自らの責任において適正に処理しなければならないとされている。



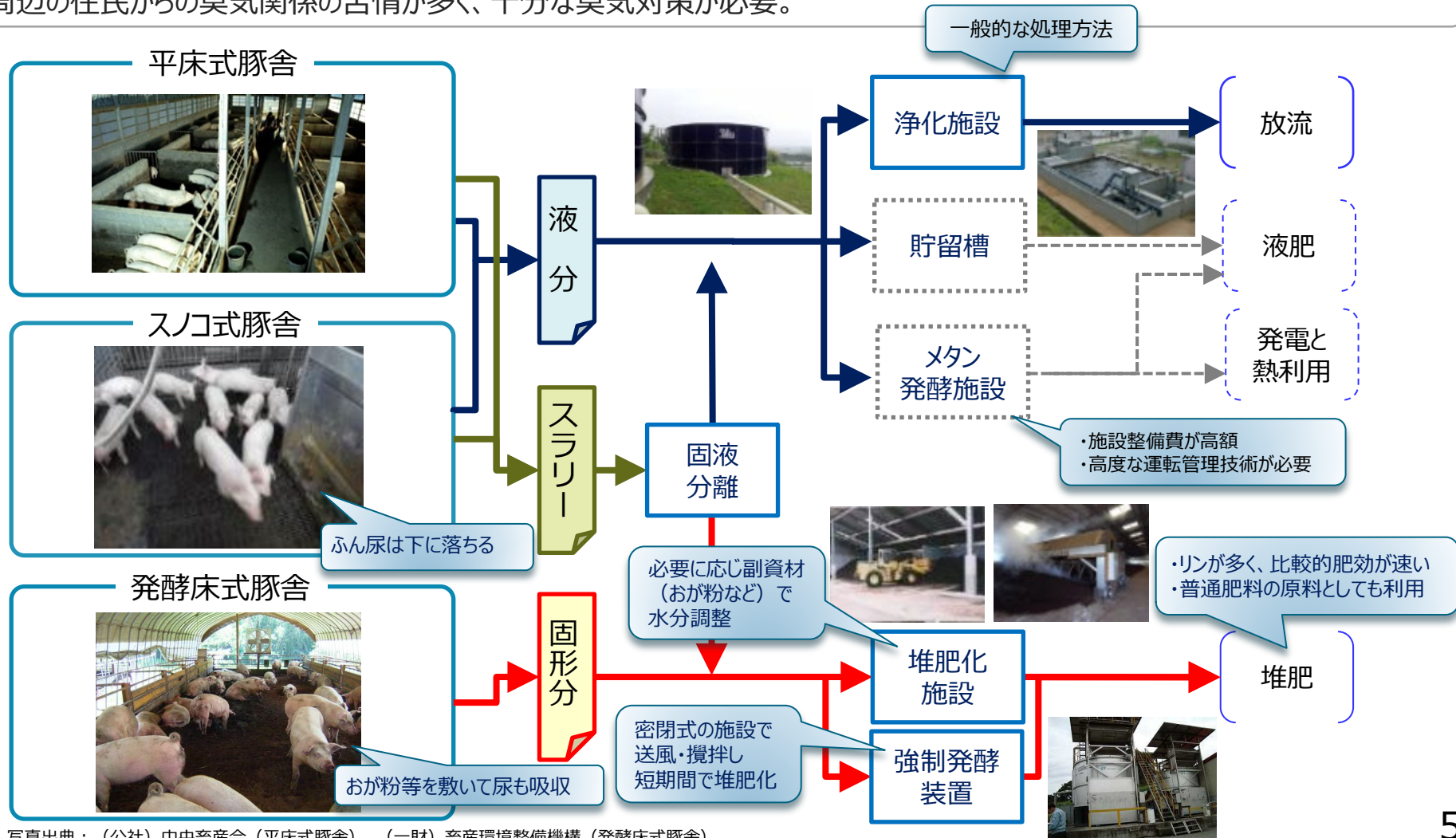
1 畜産環境問題の現状③ 家畜排せつ物処理の流れ（乳用牛・肉用牛）

- ・ 乳用牛は泌乳するため、飲水量が多いことから、ふん尿には水分が多く含まれる。また、飼養形態により排せつ物の性状が大きく異なるため、処理方法は多様。
- ・ 肉用牛のふん尿は水分が少なく、群飼養が一般的なため、ほとんどが堆肥化処理される。



1 畜産環境問題の現状④ 家畜排せつ物処理の流れ（養豚）

- 豚のふん尿は水分量が多いため、水分の処理が重要。ふん尿を分離してから、それぞれ処理する方式が主流であるが、おが粉等を用いた発酵床により尿も吸収させ、一緒に堆肥化する方式もある。
- 農場周辺の住民からの臭気関係の苦情が多く、十分な臭気対策が必要。



1 畜産環境問題の現状⑤ 家畜排せつ物処理の流れ（養鶏）

- ・ 鶏の排せつ物は水分が少なく、堆肥化が比較的容易。肥料成分が多く、肥効も速いため、肥料原料としても重要。
- ・ 排せつ物の搬出時点で特に水分が少なくなる肉用鶏を中心に、燃烧によるエネルギー利用も一部実施。
- ・ 採卵鶏では臭気関係の苦情が多いため、臭気対策への配慮が大切。

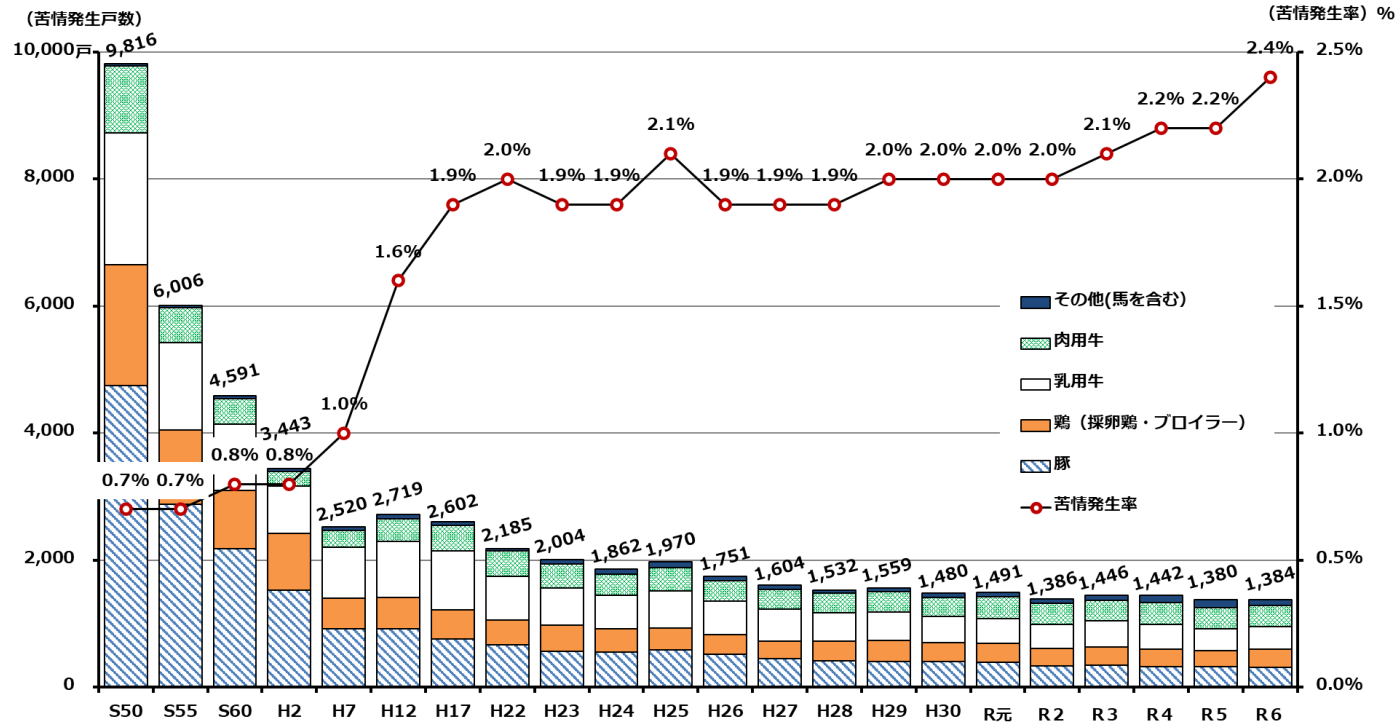


写真出典：（公社）畜産技術協会「やさしい畜産技術の話」（平飼い鶏舎）

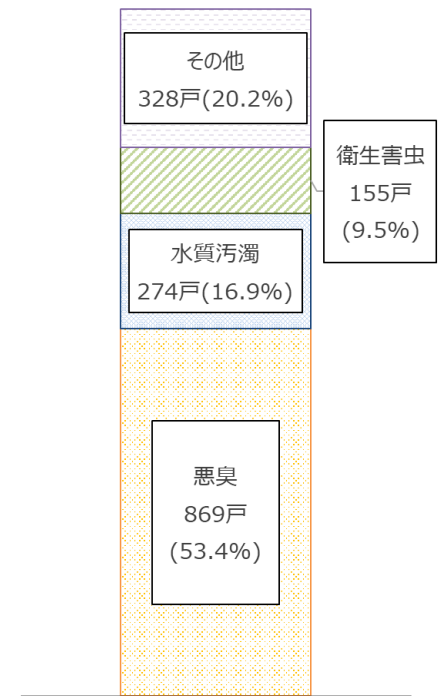
1 畜産環境問題の現状⑥ 苦情の発生状況

- ・ 畜産経営由来の苦情発生件数はほぼ横ばいであるが、畜産農家戸数当たりの発生戸数（苦情発生率）は、飼養戸数の減少に伴って微増傾向にある。
- ・ 「悪臭」の苦情が過半を占め、次いで「水質汚濁」、「衛生害虫」。
- ・ 令和6年の苦情発生戸数のうち、前年から継続している苦情が約58.7%を占める。

○苦情発生戸数・苦情発生率の推移（※1、2）



○令和6年苦情別発生戸数



令和6年苦情発生戸数
1,384戸（※3）
（うち前年から継続 812戸（58.7%））

※1 複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。

※2 苦情発生率は、農家戸数が不明である「その他」（馬及びその他の家畜）を除いて算出している。

※3 複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産局調べ、農林水産省「畜産統計」

1 畜産環境問題の現状⑦ 苦情の発生状況（畜種・種類・規模別）

- ・発生戸数は乳用牛、肉用牛、豚が多く、苦情発生率で見ると豚と採卵鶏（特に悪臭）が高い。
- ・ブロイラーを除く各畜種において、飼養規模が大きくなるに従い、苦情発生率も高くなる。

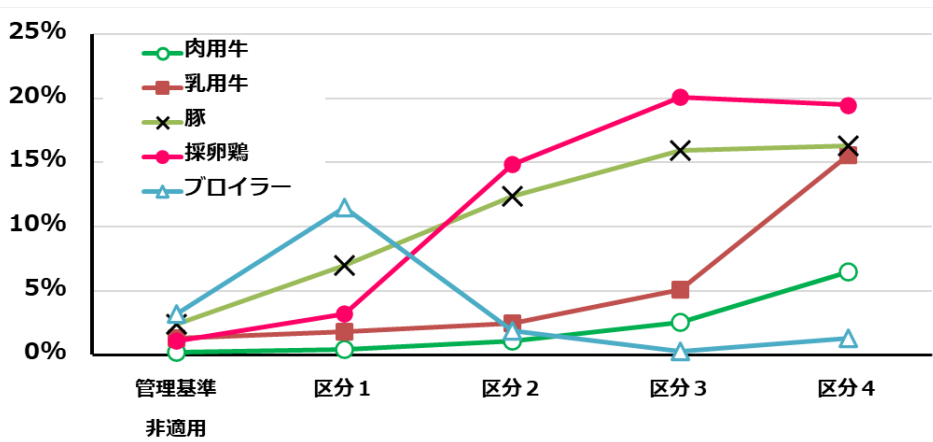
○苦情発生戸数（畜種・種類別）（令和6年）
（ ）内は苦情発生率（飼養戸数当たりの苦情発生戸数の割合）

区分	悪臭	水質汚濁	衛生害虫	その他	計（※2）
乳用牛	237 (2.0%)	61 (0.5%)	31 (0.3%)	89 (0.7%)	356 (3.0%)
肉用牛	200 (0.5%)	62 (0.2%)	46 (0.1%)	106 (0.3%)	337 (0.9%)
豚	227 (7.6%)	107 (3.6%)	15 (0.5%)	24 (0.8%)	316 (10.5%)
採卵鶏	122 (7.5%)	29 (1.8%)	55 (3.4%)	25 (1.5%)	201 (12.4%)
ブロイラー	67 (3.2%)	7 (0.3%)	2 (0.1%)	11 (0.5%)	79 (3.8%)
その他	16	8	6	73	95
計	869	274	155	328	1,384

※複数の畜種を飼養している農家において苦情が発生し、その苦情の原因畜種が特定できない場合は、主たる飼養畜種の農家として計上している。
※複数種類の苦情を併発しているものは1戸として計上しているため、種類別発生戸数の合計とは一致しない。

出典：農林水産省畜産振興課調べ、農林水産省「畜産統計」

○経営規模別の苦情発生率（令和6年）



畜種	管理基準 非適用	区分1	区分2	区分3	区分4
肉用牛 (総頭数)	(～9頭)	～19頭	～99頭	～499頭	500頭～
乳用牛 (成畜頭数)	(～9頭)	～29頭	～99頭	～299頭	300頭～
豚 (肥育豚頭数)	(～99頭)	～999頭	～1,999頭	～2,999頭	3,000頭～
採卵鶏 (成鶏めす羽数)	(～2千羽)	～1万羽	～5万羽	～10万羽	10万羽～
ブロイラー (年間出荷羽数)	(～2千羽)	～10万羽	～30万羽	～50万羽	50万羽～

※本図における管理基準非適用、非適用は、それぞれ下表の（ ）内の頭羽数により便宜的に分類したものである。
※採卵鶏の1区分には飼養羽数1,000～1,999羽の戸数が含まれているため、苦情発生率は実際より低く見積もられている可能性がある。また、ブロイラーの1区分には年間出荷羽数2,000～2,999羽の戸数が含まれていないため、苦情発生率は実際より高く見積もられている可能性がある。
※頭羽数の区分については、採卵鶏・ブロイラーは区分3まで未満、それら以外の畜種・区分については以下。

2 家畜排せつ物法① 家畜排せつ物法の仕組み

- 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、もって畜産業の健全な発展に資すること」を目的として、平成11年に成立、平成16年から本格施行、正式名称は「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」。
- 家畜排せつ物の管理の適正化について、畜産業を営む者（小規模農家を除く）は、国が策定する管理基準を遵守することを義務付け、指導・助言等は都道府県が実施。
- 利用の促進については、国は基本方針を、各県は都道府県計画を策定するとともに、畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備計画の策定・認定を経て、日本政策金融公庫からの資金の貸付けを受けることが可能。

